

令和 5 年度

○ 介護支援専門員 現任研修 (専門課程Ⅱ) E・F コース ○ 介護支援専門員 更新研修Ⅰ (専門課程Ⅱ) E・F コース ○ 開 催 要 領 ○

《注意事項》

- ※滋賀県社会福祉研修センター研修管理システム(以下「研修システム」という。)で個人登録後、お申し込みください。申込受付期間は令和 5 年 7 月 1 日から 7 月 20 日までです。
- ※ご自身でどの研修に該当するか必ず確認してください。詳細は「専門課程Ⅱの受講対象者について(開催要領 6-8 頁)」をご参照ください。
- ※本研修の受講地は介護支援専門員証の資格登録府県です。原則として滋賀県登録の方のみが受講対象となります。
- ※研修システムでの申込が出来ない場合は、事務局にご連絡ください。

1 目的

現任の介護支援専門員に対しては一定の実務経験をもとに必要に応じた専門知識・技能の修得機会を設け、また、実務経験者に対しては更新時に定期的な研修受講の機会を確保することにより、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に実施します。

2 研修実施方法

本研修は現任者を対象とした「現任研修」と、実務経験者を対象とした「更新研修Ⅰ」の専門課程Ⅱを合同で実施するものです。

また、同じ内容の研修を今年度は年度内に、5 コース(A コース、C コース、D コース、E コース、F コース)実施します。尚、B コース(草津会場)は、実施しません。

3 研修実施機関

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター

4 研修会場

E コース 【草津会場】： 滋賀県立長寿社会福祉センター（草津市笠山 7 丁目 8-138）

F コース 【彦根会場】： COZY TOWN（彦根市大東町 2-28 アル・プラザ彦根4F）

※F コースは、お車の場合、駐車料金は各自でご負担ください。

5 受講対象者

次のいずれかに該当し、かつ受講するコースの全日程に参加可能な方。(やむをえない事情の場合を除き、受講決定後のコース変更はできません)なお、申し込み多数の場合、介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先します。

〔・介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回『更新研修Ⅱ・再研修』を修了して更新された方は、専門課程Ⅰを修了していること。また、今年度に専門課程Ⅰを受講の場合、専門課程Ⅱの講義初日までに専門課程Ⅰの日程が終了している必要があります。
・2 回目以降の更新の方は、前回の更新時に専門課程Ⅱを修了していることが前提です。〕

(1)「現任研修」下記の①②の両方を満たす方

- ①研修初日時点で介護支援専門員としての実務に従事している方
- ②現在所持している介護支援専門員証の交付年月日から実務経験が 3 年以上ある方

(2)「更新研修Ⅰ」令和6年(2024年)12月31日までに介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える方で、下記の①②のいずれかに該当する方

- ①研修初日時点で実務には就いていないが、所持している介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員としての実務経験が1ヶ月以上ある方
- ②介護支援専門員として従事しているが、所持している介護支援専門員証の交付年月日から研修初日時点まで実務経験が3年末満の方

6 コース受講方法及び定員

※①～⑧は、別紙日程の課目番号です。

コース	定員	会場	①	②～⑧
Eコース	100名	草津会場	オンデマンド受講	講義部分：オンデマンド受講 演習部分：会場集合
Fコース	50名	彦根会場	会場集合(録画視聴)	会場集合 (講義：録画視聴)

7 Eコースのオンデマンド受講について

研修システムから、決められた期間に、講義動画を配信します。自宅や職場のパソコン等で、自由な時間に講義動画を視聴します。下記の要件をご確認のうえ、お申込みください。

- ◆インターネット環境やパソコン等端末は各自で準備してください。動画は、データ容量が大きくなります。通信環境の整った場所での利用をお薦めします。
研修システムのTop画面左下の「視聴テスト動画」のタブから視聴をお試しいただけます。併せて、通信環境やブラウザ環境についてもご案内しています。申込み前に必ず、自身の利用端末で視聴が可能かどうか動作確認をしてください。
- ◆視聴期間は各課目で決まっており、期間中は終日視聴できます。視聴履歴はシステムで管理されます。
期間内に視聴できなかった場合は、視聴期間後の演習日程を受講することが出来ず、次年度の受講が必要となります(受講できなかった課目のみ)。

8 受講申込み方法

(1)個人登録

研修システムに個人登録をしてください。「IDとパスワード」は、受講申し込みの都度発行するものではなく、登録時の1回のみ発行されます。ご自身で管理してください。

登録のeメールアドレス宛には、受講申込み完了通知や研修中の連絡メールが送られます。日々確認できるアドレスをご登録ください。

(2)受講申込み

受講者は、研修システムに自身のIDとパスワードでログインし、受講申し込みを行ってください。

必要事項をご入力のうえ、直近で修了した研修の修了書(「専門課程Ⅰ修了証書」もしくは「専門課程Ⅱ修了証書」)を研修システム上で添付にて提出してください。

※ 提出が必要な修了証について

・介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回『更新研修Ⅱ・再研修』を修了して更新された方は → 「専門課程Ⅰ修了証書」

・2回目以降の更新の方は → 直近に受講された「専門課程Ⅱ修了証書」

※ 修了証書は、PDFデータ(コピー機でスキャンしてPDFデータにする等)にして添付してください。

※ 今年度、専門課程Ⅰを受講される方は、専門課程Ⅰの修了書の写しの提出は必要ありません。

滋賀県社会福祉研修センター 研修管理システム

URL: <https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga/>

二次元コード：



申し込み締切日 令和5年7月20日(木)

9 受講決定

- 8月上旬頃に滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課から、決定コースならびに当該研修の詳細について個人住所宛(研修システムに登録された住所宛)に通知があります。
- 申し込み多数の場合、介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先し決定いたします。そのため申し込み状況によっては、希望コースとならない場合がございます。
- 受講対象要件に該当しない等により、受講決定できない場合もありますので、予めご承知下さい。

10 受講料

15,360円 受講決定通知時に、滋賀県医療福祉推進課より、納付方法について案内があります。
※他にテキスト代が必要となります。

11 事例の提出について

「介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開」以外の科目について、ご自身で事例(各受講者が担当している事例)を作成し事前に提出していただく事を必須としています。別紙「事例の選定について」を参照し、ご自身で作成可能な類型を選択してください。作成する事例につきましては事務局で決定し、受講決定時に事例提出に関する詳細をお知らせします。

12 問い合わせ先

【研修実施(内容)について】

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター
〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138
TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

【介護支援専門員証の更新・登録等の資格や制度に関する事について】

滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
TEL 077-528-3597 FAX 077-528-4851

13 研修日程

【E コース】 会場：滋賀県立長寿社会福祉センター

- ・①のオリエンテーション、①の講義については、10/6～10/24 正午までにオンデマンドでの視聴が必要です。
- ・②～⑧の講義部分については、会場での演習日前日の正午までにオンデマンドでの視聴が必要です。

課目番号	会場日程	会場開講日	時 間	区分		研 修 項 目	オンデマンド配信期間	
①	-	-	9:30 ～9:55	説明	オンデマンド	オリエンテーション	10/6～ 10/24 正午	
②			10:00 ～15:00	講義	オンデマンド	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開		
③	1 日 目	10月25日 (水) 受付 9:15	—	講義	オンデマンド	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	10/25～ 10/31 正午	
④			9:45 ～12:45	演習	会場			
⑤			—	講義	オンデマンド	看取り等における看護サービスの活用に関する事例		
⑥			13:45 ～16:45	演習	会場			
⑦	2 日 目	11月1日 (水) 受付 9:15	—	講義	オンデマンド	認知症に関する事例	11/1～ 11/5 正午	
⑧			9:45 ～12:45	演習	会場			
⑨			—	講義	オンデマンド	入退院時等における医療との連携に関する事例		
⑩			13:45 ～16:45	演習	会場			
⑪	3 日 目	11月6日 (月) 受付 9:15	—	講義	オンデマンド	家族への支援の視点が必要な事例	11/6～ 11/27 正午	
⑫			9:45 ～12:45	演習	会場			
⑬			—	講義	オンデマンド	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例		
⑭			13:45 ～16:45	演習	会場			
⑮	4 日 目	11月28日 (火) 受付 9:15	—	講義	オンデマンド	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例	11/6～ 11/27 正午	
⑯			9:45 ～12:45	演習	会場			

※時間及び会場については変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

【Fコース】 会場：会場： COZY TOWN(アル・プラザ彦根4F)

課目番号	集合日程	開講日	区分	時 間	研 修 項 目
①	1 日 目	10月10日 (火) 受付 12:15	説明	12:45～ 13:10	オリエンテーション
②			講義	13:15～ 17:15	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開
③	2 日 目	10月16日 (月) 受付 12:15	講義	12:45～ 13:35	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
④			演習	13:45～ 16:45	
⑤	3 日 目	10月23日 (月) 受付 12:15	講義	12:45～ 13:35	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
⑥			演習	13:45～ 16:45	
⑦	4 日 目	10月30日 (月) 受付 12:15	講義	12:45～ 13:35	認知症に関する事例
⑧			演習	13:45～ 16:45	
⑨	5 日 目	11月13日 (月) 受付 12:15	講義	12:45～ 13:35	入退院時等における医療との連携に関する事例
⑩			演習	13:45～ 16:45	
⑪	6 日 目	11月20日 (月) 受付 12:15	講義	12:45～ 13:35	家族への支援の視点が必要な事例
⑫			演習	13:45～ 16:45	
⑬	7 日 目	11月27日 (月) 受付 12:15	講義	12:45～ 13:35	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
⑭			演習	13:45～ 16:45	
⑮	8 日 目	12月4日(月) 受付 12:15	講義	12:45～ 13:35	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例
⑯			演習	13:45～ 16:45	

※講義部分は動画視聴です。

※時間及び会場については変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

専門課程Ⅱの受講対象者について

介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回 更新研修Ⅱ・再研修を修了された方で、専門課程Ⅰを受講済、もしくは受講予定の方

※既に一度更新されている方は 9 ページをご覧ください。

まず、ご自身がどれに該当するか、必ず確認してください。

◆現在介護支援専門員としての実務に従事している方

・従事期間が通算で 3 年に満たず、介護支援専門員証の有効期間も令和 7 年(2025)年 1 月以降である。

→ 今年度は本研修を受講することはできません。次年度以降に受講してください。

・従事期間が通算で 3 年に満たないが、介護支援専門員証の有効期間が令和 6 年(2024 年)12 月末までである。

→ 「**更新研修Ⅰ**」の受講対象者となります。

・従事期間が通算で 3 年以上ある

→ 「**現任研修**」の受講対象者となります。

従事期間は、現在所持されている介護支援専門員証の有効期間の開始日から研修初日までで換算してください

◆現在は介護支援専門員としての実務に従事していないが、過去に従事経験のある方

・介護支援専門員証の有効期間が令和 7 年(2025 年)1 月以降である。

→ 今年度は本研修を受講することはできません。次年度以降に受講してください。

・介護支援専門員証の有効期間が令和 6 年(2024 年)12 月末まで、過去の従事経験が 1 ヶ月未満である。

→ 本研修は受講することはできません。今年度、「**更新研修Ⅱ**」を受講してください。

・介護支援専門員証の有効期間が令和 6 年(2024 年)12 月末まで、過去の従事経験が 1 ヶ月以上である。

→ 今年度「**更新研修Ⅰ**」の受講対象者です。

※専門課程Ⅱを受講するには、専門課程Ⅰの受講が修了している必要があります。

【介護支援専門員の実務経験とは】

以下の①から⑧の事業所において、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成にかかる業務に従事している(いた)ことを指します。

なお、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていたのみで、介護サービス計画書の作成を行っていなかった場合は実務と認められません。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護にかかる居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービス事業所にかかる地域密着型サービス事業所
- ④ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設および介護医療院
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護にかかる介護予防サービス事業所
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業所
- ⑧ 地域包括支援センター

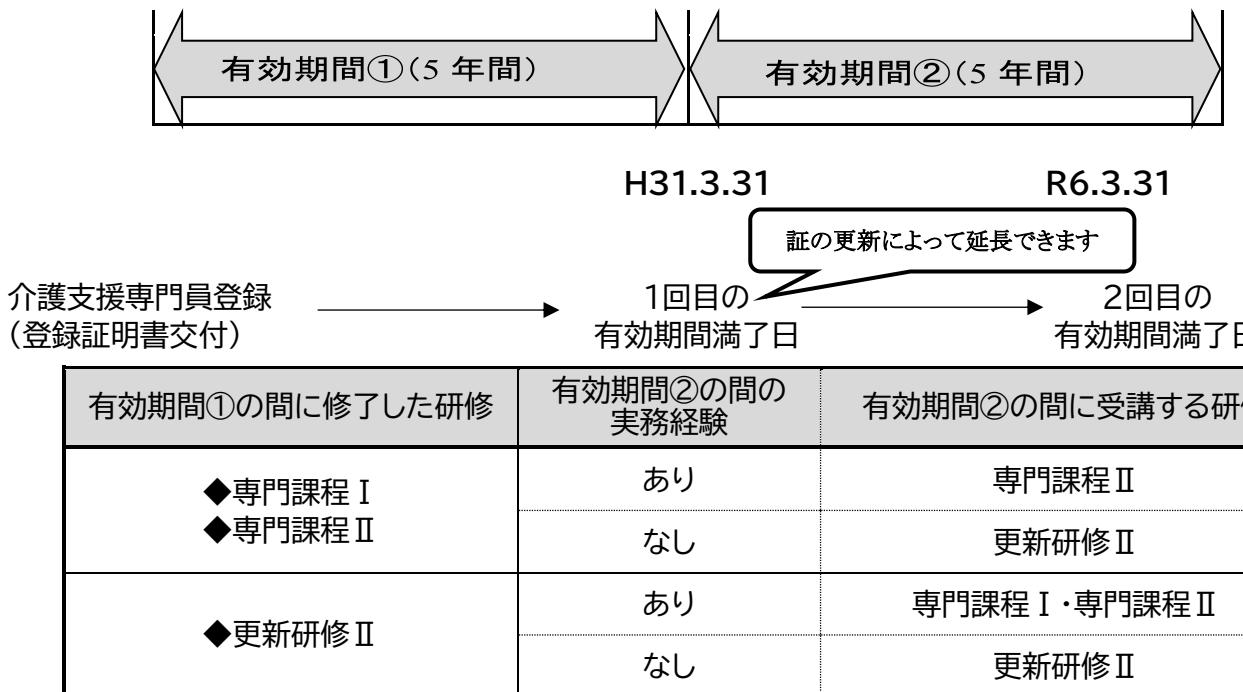
既に一度、介護支援専門員証の有効期間を更新し、 今回が2回目以降の更新となる方

初回の更新の際は、【専門課程Ⅰ】と【専門課程Ⅱ】の両方を修了することが更新要件となりますが、**2回目以降の更新の際は、【専門課程Ⅱ】のみを修了することで更新要件を満たします。**ただし、前回の更新以降に実務経験※がない場合は、【更新研修Ⅱ】を受講する必要があります。また、【更新研修Ⅱ】を修了後、介護支援専門員証の更新をし、証の有効期間中に実務経験※がある方は、次の証の更新までに【専門課程Ⅰ】と【専門課程Ⅱ】の両方を修了する必要があります。

実務経験の有無は、1か月以上の実務経験の有無によって判断します。

2回目以降の有効期間更新時に必要な研修

【例】平成31年3月31日に1回目の有効期間満了を迎えた方の場合



研修受講可能となる実務の期間

【 現任の方 】

現任研修 専門課程Ⅰ → 有効期間②内の実務経験 6ヶ月以上

現任研修 専門課程Ⅱ → 有効期間②内の実務経験 3年以上で、受講できます。

※有効期限が近い方を優先します。

※現任であっても、現任研修の受講要件に該当しない方は、【更新研修Ⅰ】の対象となります。

※【更新研修Ⅰ】は有効期間満了日の概ね1年前から受講できます。

【 現任でない方 】

現任でない方の研修(【更新研修Ⅰ】【更新研修Ⅱ】)は、有効期間満了の概ね1年前から受講できます。